



付録・埼玉版

『まちに自治の風よ吹け・・・』
埼玉自治体問題研究所
TEL/FAX 048・822・9272

今号では、県下で小中学校統廃合問題が広がる中で、小規模学校も統廃合せず存続させることを決めた滑川町の教育委員会との懇談の概要と、多摩研究所機関誌「緑の風」に掲載された「子どもに関する条例」の全国的な制定状況の資料を転載しました。

学校統廃合問題で図らずも明らかになった埼玉県下自治体の子ども政策の貧困と通底する問題として、埼玉県では県も市町村も「子どもに関する条例」を制定している自治体が一つもないのです。「明石市子ども支援総合条例」などを参考に、埼玉県内でも「子どもに関する条例」の制定が広がることを期待しましょう。

学校は地域コミュニティの核・滑川町は統廃合せず 小規模校も地域の中心施設として存続する!

～滑川町教育委員会と小中学校の施設計画について懇談しました～

2月16日(水)、研究所は滑川町を訪問し、滑川町の小中学校施設計画について町教育委員会と懇談しました。研究所の木村副理事長、渡辺事務局長、岡村事務局員と上尾の学校統廃合を考える市民連絡センターから4名が参加し、滑川町教育委員会の澄川事務局長、学校教育担当の寺田指導主事、教育総務担当の賛田主任から説明を受け、意見交換しました。

懇談内容を要約してお知らせします。

■学校についての基本的考え方

滑川町には、小学校3校と中学校1校があります。北部地域に福田小学校児童数134人、中央地域に宮前小学校487人、南部地域に月の輪小学校579人があり滑川中学校は生徒数585人となっています。滑川町は、地域コミュニティの核としての学校の意義を明確にして、小規模校も統廃合は考えず存続します。確かに財政的には経済効率が悪いかもしれませんが、人間関係の固定化や多様な考え方などに触れる機会が少なくなるなどのデメリットも指摘されていますが、児童一人一人に目が届くきめ細かな指導ができることや個々の子どもの役割や活動の場が保障されやすいメリットや、学年縦割りの活動や地域との結びつきなどで多様な学びや活動の機会はつくることでデメリットの解消ができると考えています。また、ギガスクール構想などが推進され、オンラインで県内・全国の学校はもちろん世界中の学校と交流連携することも可能になると思います。

小規模校の福田小は、各学年単学級ですが、地域の核としての役割をより明確にするために北部地域全体の子育て支援拠点として位置づけ敷地内に子育て支援センターや学童保育、放課後子ども教室などを集約設置して拠点機能を高めています。

福田小は、明治初期に開校した歴史のある学校であり、地域住民から強く愛されている学校です。様々な制度の活用なども検討課題にして地域の中心施設として存続させていきたいと思います。

■ “子育て日本一のまち”を掲げる滑川町は、これからも人口増が続く

滑川町は、地方創生・人口ビジョンで2015年の人口18447人から2025年20037人、2035年21234人、2045年21895人、2055年22226人と人口が増えることを想定しており、埼玉県でトップクラスの人口増、合計特殊出生率の現状を維持して引き続き町の持続的発展を目指しています。そのため、以前より“子育て日本一のまち”を打ち出し、幼稚園・小・中学校の給食費無償化、18歳までの医療費無料、第3子からの子育て支援金15万円(出産時5万円、小中学校入学時5万円)などの子育て支援施策を引き続き行っていきます。

■ “町の子どもは町で育てる” “学校が好き、滑川が好き、になってもらう”

“町の子どもは町で育てる”、“学校が好き、滑川が好き、な子どもになってもらいたい”という決意と願いは、町長と教育委員会は完全に一致しています。

こうした理念から、ミヤコタナゴの放流や地域の農業体験など学校と地域の連携を豊かにしたり、国際性の涵養に英語教育を重視し英語専任教員の配置でも県の加算枠から外れた学校には町費の英語専任教員を配置したり、中学校1年生の38人学級を県の施策で始めていますが、2年生、3年生にも拡大し、必要な場合は町費教員を配置することも行っています。また、中学校に「学習相談室」を設置し、町費の教育支援員も配置しています。国や県の制度によって学校差が出る場合は、その差は町の施策で埋めて子どもたちの教育環境を平等にしています。学校施設の整備でも、各校の耐震補強や大規模改修を集中的に行いどの学校も子供たちが平等な環境で学べる努力を行っています。

滑川町では、進学や就職で、外に出ている人や世帯が戻ってきて滑川に住むという例が見られ、滑川が好きになってもらいたいという町の願いが確実に実を結んできていると思います。

■ 参加者の感想

- 滑川が好きな住民がたくさんいることがとてもよく分かった。町長と教育委員会の一致した考え方で、子どもが大事にされる町をつくっていることが「地域コミュニティの核としての学校」という理念が揺るぎのないものになっている力だと思った。
- どこの学校でも、どこの地域でも平等な扱いを受けられる“平等性”を大事にしていることに感心した。
- “学校が好き、滑川が好き”な子どもに育ててほしいという温かな思いが伝わってきた。“町の子どもは町で育てる”という決意を町と教育委員会が共有していることが滑川町の魅力であり強みだと思って。
- “学校が好き・滑川が好き子どもを育てる教育”は町の将来、地域の未来の力をつくる営みだと思う。こうした理念は大規模校では実現できない。

子どもに関する条例

新型コロナウイルスによって 子ども・若者たちが直面している困難さ

不平等や格差、暴力や気候変動などSDGs(持続可能な開発目標)の採択によって、地球規模の課題への取り組みがより明確になっています。すべての子どもの命と成長を守り、子どもの権利の実現をめざし活動する国連機関ユニセフは、2021年12月で75周年を迎えました。折しもその年、世界は新型コロナウイルスによる危機に直面し、生存と成長、教育、虐待・搾取からの保護、安全な水などの衛生環境、貧困など、子どもの人権が一層脅かされています。

日本においても不要不急の行動自粛が叫ばれた緊急事態宣言下の生活によって、体力の低下みならず、不安など精神面への影響が多く見られるということが、教育委員会の調査結果からも明らかになっています。

児童育成の現場からは、「情緒が不安定になり、ハイテンションが続いていたりする」「人との接触を極端に嫌う」「友達との関係づくりに困難を感じる」など。夏休み前に久しぶりに遠足を実施したところ、子どもたちの体力低下が顕著だったという学校の現場からの声がありました。

また、幼児養育の現場からは、マスクによって養育者の口の動きが見えないことによる言葉の習得の遅れが見られること。そのような成長過程のまま子どもたちが進学し、直面するであろう困難をどう克服できるのかといった声も届いています。

大学生に関するレポートについては、本紙vol.258に掲載の「コロナ禍の大学での学生に対する取り組み」(東京都立大学・杉田真衣著 2021年11月号)をぜひ参照いただきたいと思います。

これら子ども・若者たちが直面している困難さに対して、私たち大人は地方自治の現場で何に取り組まなければならないのか。また、何を根拠につながっていかなければならないのかを真剣に考え議論し、行動して

いく必要があります。

そこで本稿データTAMA vol.52では、そのきっかけになればという思いで、日本における子どもに関する条例を一覧することにしました。そして今後、子ども・若者たちの困難さを克服していくために、多摩地域においてどのような取り組みがなされているのかを本紙で取り上げていきたいと考えています。

子どもに関する条例

子どもに関して様々な条例が自治体で制定されています。その目的、規定内容などはさまざまですが、大きく次のように分類することができます。

1) 青少年の健全育成に関する条例

青少年の健全育成を目的として、青少年に対する有害行為等を規制することを主たる内容とする条例です。都道府県を中心に青少年健全育成条例、青少年保護育成条例、青少年愛護条例等の名称で制定されており、古くは昭和20年代から制定されています。

*このタイプの条例については「青少年の健全育成に関する条例」を参照

2) 子ども権利に関する条例

1994〔平成6〕年に「児童の権利に関する条約」が日本で批准されたことを受けて、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として制定されている条例です。

子どもの権利を保障するために総合的な内容を定めた総合条例(以下、「子どもの権利に関する総合条例」という)が制定されることが多く、子どもの権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置に関する条例も制定されています。

*このタイプの条例については「子どもの権利に関する条例」を参照

3) 子ども・子育て支援に関する条例

子どもに関する施策、子育てに関する施策等を推進

するため、基本理念、自治体等の責務や役割、施策の基本方向等を定める条例です。

理念的な規定を中心に定める条例、子ども支援及び子育て支援に関して総合的な施策の推進について規定する条例、子育て支援に関する施策を中心に規定する条例、少子化対策に関する施策を中心に規定する条例、子どもの育成に関する施策を中心に規定する条例などがあります。

*本稿では、主としてこのタイプの条例を取り上げますが、基金の設置、助成金等の支給、施設の設置・運営、附属機関の設置等のみを定めた条例や法律の施行条例は対象外としました。

4) 子どもに関する個別条例

子どもに対する虐待、いじめ、受動喫煙、読書活動、表彰、ゲーム依存、食育等の個別分野の施策について規定する条例です。

このタイプの条例については、それぞれ「児童虐待に関する条例」、「いじめ防止に関する条例」、「子どもの学力・教育環境・遊び場に関する条例」、「家庭教育支援条例」、「受動喫煙防止に関する条例」、「読書に関する条例」、「ほめる条例」、「ネット・ゲーム依存症に関する条例」、「食育・朝ごはんに関する条例」等を参照ください。

「子ども」の表記について

「子ども」の表記については、「子ども」、「子供」及び「こども」の三つがあります。常用漢字表は「子供」としており、公文書では通常「子供」が用いられます(子供・若者育成支援推進大綱、子供・若者白書など)。

一方、法令では「子ども」とするものが多い(子どもの読書活動の推進に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律など)。ただし、「こどもの日」(国民の祝日に関する法律2条)、「認定こども園」(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条6項等)などと「こども」を用いる場合もあります。

自治体の条例では「子ども」とするものが多く、「子供」

(東京都子供への虐待の防止等に関する条例など)や「こども」(東京都こども基本条例など)とするものもあります。

また、法令では、子ども、児童、青少年、少年、若者等の用語が用いられています。

*各種法令におけるこれらの呼称とその年齢区分については「各種法令による子供・若者の年齢区分」(2021〔令和3〕年版 子供・若者白書 参考資料8)を参照ください。

なお、児童の権利に関する条約については、通常「子ども権利条約」と呼ばれることが多く(たとえば、ユニセフHP「子どもの権利条約」https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html)、同条約について文部科学省は「本条約についての教育指導にあたっては、『児童』のみならず『子ども』という語を適宜使用することも考えられる」(1994〔平成6〕年5月20日文部事務次官通知「児童の権利に関する条約」について)としています。

自治体の条例

自治体の条例では、「子ども権利条例」および「子ども・子育て支援条例」では「子ども」が用いられることが多く、「子ども」は「18歳未満の者」とするものが多いが、「20歳未満の者」や「15歳未満の者」とするものもあります。一方、「青少年健全育成条例」はほとんどが「青少年」としており、「青少年」は概ね「18歳未満の者」または「6歳以上18歳未満の者」としています。「児童」は、児童福祉法にもとづいて設置されている児童相談所、児童館、児童(学童)クラブ等に関する条例で多く用いられています。

子ども、児童等に関する法律等の主なものの時系列的な制定動向は表1(次頁)のとおりです。政府における少子化対策、子育て支援対策等の取組みは、1990〔平成2〕年の「1.57ショック」により問題が認識され、検討が始められたとされています。そして、1994〔平成6〕年12月に「エンゼルプラン」、1999〔平成11〕年12月に「新エンゼルプラン」が策定されました。それ以降、上記の法律等に基づいて、今日に至るまで、切れ目のない対策が講じられてきています。

表1 子どもに関する条例の制定状況

データは全て一般社団法人地方自治機構のホームページ
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/103_child.htmから

1947(昭和22)年12月	児童福祉法制定
1994(平成6)年4月	児童の権利に関する条約批准
2000(平成12)年5月	児童虐待の防止等に関する法律制定
2001(平成13)年12月	子どもの読書活動の推進に関する法律制定
2003(平成15)年7月	少子化社会対策基本法制定、次世代育成支援対策推進法制定
2006(平成18)年6月	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律制定
2009(平成21)年7月	子ども・若者育成支援推進法制定
2012(平成24)年8月	子ども・子育て支援法制定
2013(平成25)年6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律制定、いじめ対策防止法制定
2014(平成26)年11月	まち・ひと・しごと創生法制定
2016(平成28)年6月	児童福祉法改正(児童の権利等の明文化等)

参考文献

- ・都道府県及び指定都市の条例:「青少年に関する条例」(2021〔令和3〕年版子供・若者白書:参考資料5:330頁-335頁)
- ・都道府県及び市区町村の条例:「子どもに関する条例の制定状況及びその規定内容」(2012〔平成24〕年版子ども・若者白書:参考資料14)
- ・「解説子ども条例」(荒巻重人・喜多明人・半田勝久編 三省堂 平成24年8月)
- ・「子ども政策の現状と展望①-⑥」(牧瀬 地方行政 2020〔令和2〕年6月15日、22日、7月13日、20日、27日、8月3日)

「子ども・子育て支援に関する条例」と 「子どもの権利に関する総合条例」の 制定状況の概観

「子ども・子育て支援に関する条例」と「子どもの権利に関する総合条例」の制定状況を概観したいと思います。ただし、個々の条例を「子ども・子育て支援に関する条例」と「子どもの権利に関する総合条例」のいずれに分類するかは判断は、必ずしも容易ではありません。「子ども・子育て支援に関する条例」であっても、何らかの形で子どもの権利に関する規定を置くものは多く、一方で、「子どもの権利に関する総合条例」であっても、子育て支援等に関する規定を置くものは少なくありません。したがって、ここでは、両タイプの条例の制定状況をあわせて概観することにします。

「子ども・子育て支援に関する条例」または「子どもの権利に関する総合条例」であって、2021〔令和3〕年12月27日時点で制定されていることが確認できるもの(過去に制定されたものの市町村合併その他の理由に

より廃止されたものは除く)は、以下のとおりです。

なお、制定年は公布日を基準としています。条例名に★を付しているものは「子どもの権利に関する総合条例一覧」(子どもの権利条約総合研究所作成 2021〔令和3〕年10月現在)において「子どもの権利に関する総合条例」とされたものです。

*基金の設置、助成金等の支給、施設の設置・運営、附属機関の設置等のみを定めた条例や法律の施行条例は対象外としています。

1) 都道府県の条例

都道府県における条例の制定状況は、表2のとおりです。26団体で27条例を制定しています。京都府は京都府子育て支援条例および京都府少子化対策条例を制定しています。2004〔平成16〕年に、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例および高知県子ども条例(2013〔平成25〕年に全部改正され高知県子ども条例)が制定されました。

その後、通常は年に1、2団体のペースで条例が制定されていますが、2007〔平成19〕年は8団体、2016〔平成27〕年は7団体と、特にこの両年は多くの団体が条

表2 都道府県における条例の制定状況

2004 (平成16)年	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 高知県こども条例 (平成25年全部改正)
2006 (平成18)年	滋賀県子ども条例 秋田県子ども・子育て支援条例
2007 (平成19)年	大阪府子ども条例 神奈川県子ども・子育て支援推進条例 (石川県) いしかわ子ども総合条例 (岐阜県) 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例 愛知県少子化対策推進条例 京都府子育て支援条例 熊本県子ども輝き条例 (山口県) 子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例
2008 (平成20)年	長崎県子育て条例
2009 (平成21)年	(富山県) とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例
2010 (平成22)年	山形県子育て基本条例 (福島県) 子育てしやすい福島県づくり条例
2011 (平成23)年	三重県子ども条例
2013 (平成25)年	高知県子ども条例 徳島県子どものはぐくみ条例
2015 (平成27)年	(鳥取県) 子育て王国とっとり条例 ★長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例 愛媛県少子化対策推進条例 (香川県) 子育て県かがわ少子化対策推進条例 (岩手県) いわたの子どもを健やかに育む条例 (宮城県) みやぎ子ども・子育て県民条例 京都府少子化対策条例
2017 (平成29)年	(山梨県) やまなし子ども・子育て支援条例
2021 (令和3)年	東京都こども基本条例

表3 指定都市の条例

2000 (平成12)年	★川崎市子どもの権利に関する条例
2006 (平成18)年	岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例
2008 (平成20)年	(名古屋市) ★なごや子ども条例 (令和2年改正 ★なごや子どもの権利条例) 堺市子ども青少年の育成に関する条例 ★札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例
2010 (平成22)年	浜松市子ども育成条例
2011 (平成23)年	(京都市) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例
2015 (平成27)年	★相模原市子どもの権利条例
2021 (令和3)年	新潟市子どもの条例

例を制定しています。2021〔令和3〕年に東京都こども基本条例が議員提案により制定されています。

2) 指定都市の条例

指定都市では、9団体が制定しています。条例を制定しているのは半数弱の団体で、2000〔平成12〕年に川崎市が「子どもの権利に関する総合条例」として全国に先駆けて条例を制定しました。4団体が「子どもの権利に関する総合条例」を制定し、2008〔平成20〕年に制定されたなごや子ども条例は2020〔令和2〕年に改正されてなごや子どもの権利条例となっています。2021〔令和3〕年に新潟市子どもの条例が議員提案により制定されています。

3) 市区町村の条例(表4)

指定都市を除く市区町村では、126団体が制定しています。1999〔平成11〕年に箕面市子ども条例が制定

され、その後、2001〔平成13〕年から2004〔平成16〕年までは毎年1、2団体が制定していましたが、2005〔平成17〕年以降は、毎年、数団体以上が制定しています。

特に、2006〔平成18〕年は11団体、2007〔平成19〕年は10団体、2012〔平成24〕年は13団体が制定しています。2017〔平成29〕年は4団体、2018〔平成30〕年は3団体、2019〔平成31・令和元〕年は3団体でしたが、2020〔令和2〕年には12団体、2021〔令和3〕年には8団体(12月24日時点で確認できるもの)が制定しており、制定団体が急増しています。なお、126団体中47団体が「子どもの権利に関する総合条例」を制定しています。

(「子ども・子育て支援に関する条例」の具体的な条例の紹介は次回以降に続きます)

表4 市区町村の条例

1999 (平成11)年	(大阪府) 箕面市子ども条例
2001 (平成13)年	(東京都) 世田谷区子ども条例(★2012(平成24)年改正) (石川県金沢市) 子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例
2002 (平成14)年	(北海道奈井江町) ★子どもの権利に関する条例
2003 (平成15)年	(岐阜県) ★多治見市子どもの権利に関する条例
2004 (平成16)年	(徳島県) 石井町子ども育成に関する条例 (愛媛県) 松山市子ども育成条例
2005 (平成17)年	(東京都) 調布市子ども条例 ★目黒区子ども条例 (山梨県) 山梨市少子化社会対策推進条例 (三重県) 伊賀市子ども健全育成条例 (大阪府) 池田市子ども条例
2006 (平成18)年	(北海道) ★芽室町子どもの権利に関する条例 (秋田県秋田市) 未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例 (栃木県) 鹿沼市子育てにやさしいまちづくり推進条例 (東京都) ★豊島区子どもの権利に関する条例 (富山県) ★魚津市子どもの権利条例 (石川県) ★白山市子どもの権利に関する条例 (岐阜県) ★岐阜市子どもの権利に関する条例 (三重県) ★名張市子ども条例 (岡山県) 浅口市子ども育成条例

	(福岡県)★志免町子どもの権利条例
	(長崎県)佐世保市子ども育成条例
2007(平成19)年	(福島県小野町)こどもすこやか育成支援条例
	(群馬県)太田市子育て支援条例
	(千葉県)流山市子育てにやさしいまちづくり条例
	(富山県)★射水市子ども条例
	(愛知県)★豊田市子ども条例
	(滋賀県)東近江市こども条例
	(大阪府)大東市子ども基本条例
	(兵庫県)宝塚市子ども条例
	(鳥取県北栄町)子どもを健やかに育てるまちづくり条例
	(佐賀県)佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例
2008(平成20)年	(群馬県)みなかみ町子育て支援条例
	(東京都)日野市子ども条例 奥多摩町子ども・子育て支援推進条例
	(新潟県)★上越市子どもの権利に関する条例
	(愛知県)★岩倉市子ども条例
	(福岡県)★筑前町子どもの権利に関する条例
2009(平成21)年	(北海道)滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例
	(岩手県)★遠野市わらすっこ条例
	(宮城県)★石巻市子どもの権利に関する条例
	(東京都)★小金井市子どもの権利に関する条例
	(愛知県)★日進市未来をつくる子ども条例
	(兵庫県)尼崎市子どもの育ち支援条例(★令和3年改正)
	(岡山県)総社市子ども条例
	(徳島県)徳島市子育ての文化を創造するための社会の役割に関する条例
2010(平成22)年	(北海道)★幕別町子どもの権利に関する条例
	(山形県)河北町子育て基本条例
	(愛知県)★幸田町子どもの権利に関する条例
	(福岡県)★筑紫野市子ども条例
2011(平成23)年	(秋田県)由利本荘市子ども条例
	(石川県)★内灘町子どもの権利条例
	(兵庫県)丹波篠山市子育ていちばん条例
	(岡山県)倉敷市子ども条例
	(山口県)宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例

	(大分県) 大分市子ども条例
2012 (平成24) 年	(北海道) 旭川市子ども条例 ★北広島市子どもの権利条例
	(青森県) ★青森市子どもの権利条例
	(岩手県) ★奥州市子どもの権利に関する条例
	(千葉県市原市) 笑顔が広がるいちほらっこの子育て支援条例
	(神奈川県) 厚木市子ども育成条例
	(福井県) 越前市子ども条例
	(長野県) 茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例
	(愛知県) ★知立市子ども条例
	(大阪府) ★泉南市子どもの権利に関する条例
	(岡山県) 笠岡市子ども条例
	(徳島県) 海陽町子どもあゆみ条例
	(福岡県) ★宗像市子ども基本条例
2013 (平成25) 年	(北海道) ★士別市子どもの権利に関する条例
	(福島県) 金山町少子化対策推進条例
	(栃木県) ★日光市子どもの権利に関する条例 ★市貝町こども権利条例
	(長野県) ★松本市子どもの権利に関する条例
	(大阪府) 豊中市子ども健やか育み条例
	(香川県) 高松市子ども・子育て条例
	(熊本県) 人吉市子ども・子育て基本条例
	(鹿児島県) 始良市子育て基本条例
2014 (平成26) 年	(秋田県) 大仙市子ども条例
2014 (平成26) 年	(栃木県) ★那須塩原市子どもの権利条例
	(新潟県) 聖籠町子ども条例
	(愛知県) ★知多市子ども条例 ★東郷町子ども条例
	(奈良県) ★奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
2015 (平成27) 年	(岩手県) 金ケ崎町子ども育成条例
	(福島県) 只見町子育て支援・少子化対策の推進に関する条例
	(長野県) 千曲市子ども育成条例
	(愛知県) ★津島市子ども条例
	(三重県東員町) ★みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例
	(大阪府) 四條畷市子ども基本条例
2016 (平成28) 年	(北海道) 函館市子ども条例
	(静岡県) 御殿場市子ども条例

	(愛知県)小牧市地域こども子育て条例
	(京都府)八幡市子ども条例
	(兵庫県)明石市こども総合支援条例
2017 (平成29)年	(北海道)赤平市子育て支援条例
	(青森県)深浦町少子化対策推進条例
	(山口県)山口市子ども・子育て条例
	(福岡県)★川崎町子どもの権利条例
2018 (平成30)年	(福島県)郡山市子ども条例
	(東京都)★西東京市子ども条例
	(京都府)★亀岡市子どもの権利条例
2019 (平成31)年	(岡山県)新見市子ども条例
	(福岡県)古賀市子ども・子育て支援条例
2020 (令和元)年	(兵庫県)西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例
2021 (令和2)年	(北海道)苫前町子ども子育て条例 壮瞥町子ども・子育て支援条例
	(岩手県)宮古市子ども条例
	(栃木県)高根沢町子ども条例
	(茨城県)常陸太田市子育て基本条例
	(千葉県)四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例
	(神奈川県鎌倉市)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例
	(山梨県)★甲府市子ども未来応援条例
	(愛知県)西尾市子ども条例
	(和歌山県)上富田町子どもの権利に関する条例
	(香川県)丸亀市子ども条例
	(福岡県)宇美町子ども・子育て支援条例
2021 (令和3)年	(福岡県)★那珂川市子どもの権利条例
	(栃木県真岡市)もおかっ子をみんなで育てよう条例
	(大阪府)和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例
	(大阪府枚方市)子どもを守る条例
	(福島県)福島市子どものえがお条例
	(東京都)★江戸川区子どもの権利条例
	(愛媛県)東温市子ども基本条例
	(東京都)多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例